



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 人事委員会規則
 - *28 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 1
 - *29 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 4
 - *30 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の地位を定める規則 5
- 教育委員会規則
 - *25 和歌山県教育委員会会議規則 5
 - *26 教育長に対する事務の委任等に関する規則 8
- 人事委員会告示
 - *3 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 10
- 教育委員会告示
 - *7 和歌山県教育委員会会議傍聴人規程（昭和23年和歌山県教育委員会告示第1号）の一部改正 17

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第28号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組 織	支給区分	部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	7 種
知 事	本 庁	理 事 危機管理監 部 長 会計管理者 国体推進監	監察査察監 行政改革担 当参事 参 事 技 監	知 事 室 長 局 長 政策統括参 事 監察査察参 事	知事室次長 国際担当参 事 生活安全参 事 食品安全参 事 労働政策参 事	課 長 企 画 員 (政策審議 課及び医務 課に置き、 本庁の課長 と同等の職 務を行う者 に限る。)	旅券事務長 企 画 員 室 長	副 課 長 副 室 長 総括審議員 総括監察査 察員 主 幹 国体推進員 分 室 長 総括検査員	
	共 通						企 画 員	総括専門員 総括研究員 主 幹	

振興局	局長	局長	参事	部長 (伊都振興局、伊都振興局健康福祉部、有田振興局、西牟婁振興局、西牟婁振興局健康福祉部の長に限る。)	部長 (伊都振興局、伊都振興局健康福祉部、有田振興局、西牟婁振興局、西牟婁振興局健康福祉部の長に限る。)	副部長
		参事 (東牟婁振興局に置く医療職給料表(1)を適用される者に限る。)			副参事 支所長 海南工事事務所長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 京奈和高速事務所長 国道橋本建設事務所長 湯浅御坊高速事務所長	農林水産業統括員 支所次長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所次長 湯浅御坊高速事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所長
東京事務所		所長		次長 (本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	次長	企業誘致統括員
県税事務所		所長 (和歌山県税事務所及び紀北県税事務所の長に限る。)	所長	企画員 (和歌山県税事務所に置くものに限る。)		次長
消防学校			参事		校長	教頭
防災航空センター					所長	
文書館					館長	次長
環境衛生研究センター			所長			次長 部長
鳥獣保護センター					所長	
消費生活センター					所長	
男女共同参画センター			所長			
動物愛護センター					所長	
子ども・女性・障害者相談センター		所長				次長
紀南児童相談所					所長	次長
仙溪学園					園長	次長
精神保健福祉センター					所長	
保健所					所長 支所長	次長 支所次長
高等看護学院		学院長	副学院長		事務長	教務主幹
なぎ看護学校					学校長	
こころの医療センター		院長	事務局長			副院長

							事務局次長 診療部長 看護部長	
	難病・子ども保健相談支援センター				所 長			
	公営競技事務所					所 長	次 長	
	産業技術専門学院					学 院 長	副 学 院 長	
	工業技術センター		所 長		副 所 長		副 所 長 部 長	
	世界遺産センター						事 務 長	
	農業試験場					場 長	副 場 長	
	農業試験場暖地園芸センター					所 長		
	果樹試験場					場 長	副 場 長	
	果樹試験場かき・もも研究所					所 長		
	果樹試験場うめ研究所					所 長		
	畜産試験場					場 長		
	畜産試験場養鶏研究所					所 長		
	林業試験場					場 長	副 場 長	
	水産試験場					場 長	副 場 長	
	農業大学校					校 長 所 長	副 校 長 教 授	
	農作物病害虫防除所						所 長	
	家畜保健衛生所					所 長		
	南紀白浜空港管理事務所					所 長	次 長	
	和歌山下津港湾事務所					所 長	次 長	
	県 議 会	事 務 局 長		事 務 局 次 長		課 長	副 課 長 総括調査員	
教育委員会	本 庁			教育企画監 局 長	参 事	課 長 教育企画員	教育企画員 室 長 副 課 長 主 幹 教育企画員 総括人事主 事 専 門 員	

地方機関	教育支援事務所						所 長		
	教育センター 一学びの丘						所 長	副 所 長 主 幹	
	図 書 館						副 館 長	紀南図書館 長 主 幹 総 括 司 書	
	近代美術館						副 館 長	主 幹	
	博 物 館				副 館 長			主 幹	
	紀伊風土記 の丘				副 館 長			主 幹 教育企画員	
	自然博物館				副 館 長			主 幹 専 門 員	
	県立学校							事 務 長	事 務 長
警 察	本 部					課 長 監 察 官	室 長 通訳センタ ー長	次 席 副 所 長	
選挙 管理 委員会	本 庁					事 務 局 長		事 務 局 次 長	
	地方 機関 分 局						分 局 長		
監 査 委 員 会	事 務 局 長					課 長		副 課 長 総 括 調 査 員	
人 事 委 員 会	事 務 局 長					課 長		副 課 長	
労 働 委 員 会	事 務 局 長			事 務 局 次 長		課 長		副 課 長	
海区漁業調整委員会								事 務 局 長	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第29号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の款中「参事」を「参事 行政改革担当参事」に、「局長」を「局長 監察査察参事」に改め、同部地方機関の款振興局の項中「担当する者に限る。」を「担当する者に限る。」 総括専門員」に、「湯浅御坊高速事務所次長 切目川ダム建設事務所長」を「湯浅御坊高速事務所次長」に改め、同款工業用水道管理センターの項中「所長」を「所長 次長」に改め、同表教育委員会の部本庁の款中「教育長 監察査察監」を「教育企画監」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第30号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の地位を定める規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の地位を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の人事委員会規則で定める地位は、顧問、評議員その他これらに準ずる職とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第25号

和歌山県教育委員会会議規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教育委員会会議規則

和歌山県教育委員会会議規則（昭和31年和歌山県教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定例会、臨時会等）

第2条 教育委員会の会議（以下「会議」という。）は定例会及び臨時会とし、その会期は1日とする。ただし、必要がある場合には、その議決により会期を延長することができる。

2 定例会は、毎月1回招集する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

3 臨時会は、教育長が必要と認めた場合又は2人以上の委員から書面をもって会議に付する事件を示して会議の招集を請求された場合に招集する。

（会議の招集等）

第3条 教育長は、会議を招集するときは、会議の開会の日3日前までに、開催の日時及び場所並びに会議に付する事件を記載した書面により、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

2 委員は、前項の規定による通知を受けたときは、定刻までに所定の場所に参集しなければならない。

3 委員は、定刻までに参集できないとき、又は招集に応ずることができないときは、あらかじめ理由を付して、その旨を教育長に届け出なければならない。

（開会、閉会等）

第4条 会議の開会、閉会、延会、休憩、中止又は再開は、教育長が宣告する。

2 教育長が開会を宣告する前及び閉会、延会、休憩又は中止を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

3 教育長は、開会時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、延会を宣告することができる。

4 会議中に定足数を欠くに至ったときは、教育長は、延会又は休憩を宣告する。

(職員の出席)

第5条 教育長は、教育委員会の事務局及びその他関係機関（学校を除く。）の職員の中から必要があると認める者を会議に出席させることができる。

(議事日程)

第6条 教育長は、開会の日時、会議に付す事件及び順序について議事日程を記載した書面を作成し、これをあらかじめ委員に配付しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、その配付を省略することができる。

2 前項の書面に記載した事件について会議を開くことができなかつたとき、又は議事が終わらなかつたときは、教育長は、更にその日程を定めなければならない。

3 教育長は、必要があると認めるときは、議事日程を変更し、又は追加することができる。

(議案の提出)

第7条 委員が、議案を提出しようとするときは、1人以上の賛成者と連署して書面により教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の議案を受理したときは、これを委員に配付しなければならない。ただし、その暇がないと認めるときは、この限りでない。

(動議の成立)

第8条 動議は、1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。ただし、議事進行の動議については、この限りでない。

(修正の動議)

第9条 修正の動議は、その案を備え、1人以上の賛成者と連署して書面により教育長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭によることができる。

2 教育長は、前項の書面を受理したときは、これを委員に配付しなければならない。

(議案及び動議の撤回)

第10条 議題となった議案若しくは動議を撤回し、又は変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、会議の議題となる前にあっては、教育長の承認を得なければならない。

(一事不再議)

第11条 提出された議案で否決されたものは、その会議中は、再び提出することができない。

(教育長の宣告)

第12条 教育長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

2 教育長は、審議上必要があると認めるときは、2件以上の会議に付する事件を一括して議題とすることができる。

(説明等)

第13条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、質疑及び討論を行うものとする。

(発言)

第14条 発言は、教育長の許可を受けなければすることができない。

2 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたりその範囲を超えてはならない。

3 発言は、その中途において他の発言によって妨げられない。ただし、議事進行に関して教育長が発言を許したときは、この限りでない。

4 延会、休憩又は中止のために発言を終わらなかつた委員は、再びその議事を始めたときは、前の発言を継続することができる。

(採決)

第15条 教育長は、会議に付する事件について質疑及び討論が終了したときは、その終了を宣告し、直ちに採決しなければならない。この場合において、議場にいる委員は、採決に加わらなければならない。

2 採決の際に、現に議場にいない委員は、採決に加わることができない。

(採決の順序)

第16条 採決の順序は、修正の動議による修正案を先とし、原案を後とする。

2 同一の会議に付する事件について、数個の修正案があるときは、その趣旨が原案に遠いものから順次採決する。ただし、その区分が明確でないときは、教育長がその順序を決める。

(採決の方法)

第17条 教育長は、採決しようとするときは、採決に付する事件を会議に宣告するものとする。

2 教育長は、問題を可とする者の挙手又は起立を求め、その数により採決する。ただし、教育長が必要があると認めるとき又は2人以上の委員から要求があったときは、会議に諮って記名又は無記名の投票により採決することができる。

3 教育長は、委員に異議のないことが明らかであると思料するときは、前項の規定にかかわらず、異議の有無を確かめることによって採決することができる。

4 教育長は、採決の結果を宣告しなければならない。

(会議の進行順序)

第18条 会議の進行順序は次のとおりとする。ただし、教育長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開会

(2) 前回の会議録の承認

(3) 報告事項

(4) 付議事項

(5) 請願事項

(6) 諸報

(7) その他

(8) 閉会

2 前項第3号に掲げる報告事項とは、教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成27年和歌山県教育委員会規則第26号。以下「事務委任規則」という。）第5条の規定により、教育長が教育委員会に報告しなければならない事項とする。

3 第1項第4号に掲げる付議事項とは、事務委任規則第2条第1項各号に掲げる事項とする。

4 第1項第5号に掲げる請願事項とは、和歌山県教育委員会請願処理規程（昭和24年和歌山県教育委員会規則第3号。以下「請願処理規程」という。）第3条の規定により、教育委員会に報告しなければならない事項とする。

5 第1項第6号に掲げる諸報とは、第2項に定めるものを除き、教育長が会議において報告することが適当であると認める事項とする。

(会議の公開)

第19条 次に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合においては、法第14条第7項ただし書の規定により会議を公開しないことができる。

(1) 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関すること。

(2) 訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。

(3) 知事又は議会に対する意見の申出その他関係機関との協議等を必要とする事項

(4) 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれのある事項

2 会議を公開しないときは、教育長は、教育長が指定する者以外の者を全て議場の外に退去させなければならない。

(傍聴)

第20条 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第21条 会議の議事録(以下「会議録」という。)には、全ての議事の経過のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の場所
- (2) 開会、閉会、延会、休憩、中止又は再開の日時
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 出席した職員の職氏名
- (5) その他教育長が必要と認めた事項

2 会議録は、次回の会議において承認を受けなければならない。

3 会議録には、会議の都度教育長が指名した委員が署名しなければならない。

4 会議録は、第2項の規定による承認後、速やかに公表するものとする。ただし、第19条第1項の規定により会議を公開しないこととした事件については、この限りでない。

(請願)

第22条 教育委員会に請願しようとするときは、請願処理規程の定めるところにより行わなければならない。

(紀律)

第23条 会議において、法又はこの規則の規定に違反し、その他議場の秩序を乱す者があるときは、教育長は、これを制止し、発言を取り消させ、その会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去を命ずることができる。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第26号

教育長に対する事務の委任等に関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

教育長に対する事務の委任等に関する規則

和歌山県教育委員会処務規則(昭和27年和歌山県教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、和歌山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させること等について必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する事務の委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務及び次条第1項各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の基本計画及び基本方針に関すること。
- (2) 県立学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに管理の基本的方針に関すること。
- (3) 県立学校の課程、専攻科及び別科の設置及び廃止に関すること。
- (4) 県立学校の入学定員及び入学者選抜に関する方針に関すること。
- (5) 県立中学校において使用する教科用図書の採択に関すること。
- (6) 職員(教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校の職員(市町村立学校職員給

与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。）をいう。以下同じ。）の人事の基本的方針に関すること。

- (7) 教育委員会の事務局の副課長と同等以上の職にある職員、学校以外の教育機関の課長又は課長相当職以上の職にある職員並びに教育委員会の所管に属する学校の校長、教頭及び事務長の任免に関すること。
- (8) 職員の懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分に関すること。
- (9) 附属機関の委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関すること。
- (10) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。
- (12) 和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第2条に規定する文化財の指定、その解除、登録及びその抹消に関すること。
- (13) 教育委員会に関する事務の点検及び評価に関すること。
- (14) 教育委員会の行う表彰その他の重要な表彰に関すること。
- (15) 諸願及び争訟に対する処理方針に関すること。
- (16) 市町村に対する是正の要求、勧告及び指示に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例なものに関すること。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、自ら当該事務を行うことができる。

（教育長専決事項）

第3条 教育長は、次に掲げる事務について専決することができる。

- (1) 職員の任命、給与その他身分上の異動に関すること。
- (2) 教育財産の使用（短期の使用を除く。）の許可及び取消しに関すること。
- (3) 教育職員の免許状の授与、更新、書換え及び再交付に関すること。
- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲又は刀剣類の登録及びその抹消に関すること。
- (5) 情報公開に関すること。
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報及び和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第2条第1号に規定する個人情報の保護に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が教育長に専決させることが適当であると認める事項

2 教育長は、前条第1項の規定により委任された事務の一部及び前項各号に掲げる事務の一部を、教育委員会の事務局又は学校その他の教育機関の職員に専決させることができる。

（臨時代理）

第4条 教育長は、第2条第1項各号に掲げる事務について、緊急やむを得ない理由により、教育委員会の議決を受けることができない場合は、これを臨時に代理することができる。

（教育委員会への報告）

第5条 教育長は、次に掲げる事項を執行したときは、その管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議において報告しなければならない。

- (1) 第2条第1項の規定により委任された事務のうち、特に重要な事項
- (2) 前条の規定により臨時に代理した事務

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

職員格付表（警察官を除く。）

部局等		職	部長又は部長相当職	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職	課長補佐又は課長補佐相当職	係長又は係長相当職
知事	本 庁	理 事	知 事 室 長	課 長	室 長	主 査	
		危機管理監	知事室次長	室 長	総括課長補佐	医 師	
		監察査察監	局 長	副 課 長	課 長 補 佐	検 査 員	
		部 長	参 事	副 室 長	政 策 審 議 員	船 長	
		参 事	監察査察参事	総括審議員	監 察 査 察 員	機 関 長	
		行政改革担当参事	国際担当参事	総括監察査察員	改 革 推 進 員	主 査 航 海 士	
		技 監		主 幹	国 体 推 進 員	主 査 機 関 士	
		会計管理者	政策統括参事	企 画 員	班 長		
		国体推進監	生活安全参事	旅券事務長	調 査 員		
			食品安全参事	国体推進員	主 任		
			労働政策参事	分 室 長	分 室 長		
				総括検査員	検 査 員		
					船 長		
					機 関 長		
					主任航海士		
					主任機関士		
地方機関	共 通			企 画 員	主 任	主 査	
				総括専門員	総括主任研究員	主 査 研 究 員	
				総括研究員	主任研究員	教 務 主 任	
				主 幹	専 門 技 術 員		

				教 務 主 任	
振 興 局	局 長	局 長 参 事	部 長 副 部 長 副 参 事 農林水産業 統括員 支 所 長 支 所 次 長 海南工事事 務所長 海南工事事 務所次長 紀の川流域 下水道事務 所長 紀の川流域 下水道事務 所次長 京奈和高速 事務所長 国道橋本建 設事務所長 湯浅御坊高 速事務所長 湯浅御坊高 速事務所次 長 近畿自動車 道紀南高速 事務所長 ダム管理事 務所長	課 長 旅 券 駐 在 員 調 査 員 会 計 専 門 員 会 計 駐 在 員 入 札 契 約 統 括 員 出 張 所 長 検 査 員 京 奈 和 高 速 事 務 所 次 長 近 畿 自 動 車 道 紀 南 高 速 事 務 所 次 長	
東京事務所		所 長	次 長 企 業 誘 致 統 括 員	次 長 課 長 企 業 誘 致 統 括 員	
県税事務所		所 長	次 長	課 長 県 税 窓 口 統 括 員	

消防学校		参 事	校 長 教 頭		
防災航空センター			所 長	次 長	
文 書 館			館 長 次 長	課 長	
環境衛生研究センター		所 長	次 長 部 長	課 長	
鳥獣保護センター			所 長	課 長	
消費生活センター			所 長 次 長	支 所 長	
男女共同参画センター		所 長		課 長	
動物愛護センター			所 長	課 長	
子ども・女性・障害者相談センター	所 長		次 長	課 長	室 長
紀南児童相談所			所 長 次 長	分 室 長	
仙溪学園			園 長 次 長	課 長	
女性保護施設なぐさホーム		所 長			
精神保健福祉センター			所 長	次 長	
保 健 所			所 長 支 所 長 次 長 支 所 次 長	課 長	
高等看護学院		学 院 長 副 学 院 長	事 務 長 教 務 主 幹	事 務 長 代 理 主 任 専 任 教 員	主 査 専 任 教 員

なぎ看護学校			学 校 長	副 学 校 長 主任専任教員	主査専任教員
こころの医療センター		院 長 事務局長	副 院 長 事務局次長 部 長	部 長 課 長 医 長 副 部 長 科 長 薬 局 長 技 師 長 看 護 師 長 主任看護師 室 長	医 長 科 長 看 護 師 長 副看護師長 主査看護師
難病・子ども保健相談支援センター			所 長		
公営競技事務所			所 長 次 長	課 長	
工業用水道管理センター			所 長 次 長	課 長	
産業技術専門学院			学 院 長 副学院長	課 長	
工業技術センター	所 長	副 所 長	副 所 長 部 長	部 長 課 長 特別研究員	
世界遺産センター			事 務 長	調 査 員	
農業試験場			場 長 副 場 長	部 長	
農業試験場暖地園芸センター			所 長	副 所 長 部 長	
果樹試験場			場 長 副 場 長	部 長	

	果樹試験場 かき・もも 研究所			所 長	副 所 長	
	果樹試験場 うめ研究所			所 長	副 所 長	
	畜産試験場			場 長	副 場 長 部 長	
	畜産試験場 養鶏研究所			所 長	副 所 長	
	林業試験場			場 長 副 場 長	部 長	
	水産試験場			場 長 副 場 長	部 長 機 関 長 船 長	主 査 航 海 士 主 査 機 関 士
	農業大学校			校 長 副 校 長 教 授 所 長	部 長 准 教 授 次 長	助 教
	農作物病害 虫防除所			所 長		
	家畜保健衛 生所			所 長	次 長 課 長 支 所 長	
	南紀白浜空 港管理事務 所			所 長 次 長	次 長 課 長	
	和歌山下津 港湾事務所			所 長 次 長	課 長	
県 議 会	事 務 局 長	事 務 局 次 長		課 長 副 課 長 総括調査員	副 課 長 調 査 員 課 長 補 佐 班 長 主 任	主 査

教育委員会	本 庁		教育企画監 局 長 参 事	課 長 室 長 副 課 長 主 幹 教育企画員 総括人事主 事 専 門 員	総括課長補佐 課 長 補 佐 班 長 主 任 分 室 長 専 門 員 主任人事主事 主任指導主事 主任社会教育主 事 人 事 主 事 教 育 企 画 員 政 策 推 進 員	主 査 人 事 主 事 教育相談主事 指 導 栄 養 士
	地方 機 関	教育支援事 務所			所 長 主任指導主事 主任社会教育主 事 主 任	主 査
		教育センタ ー学びの丘			所 長 副 所 長 主 幹 専 門 員 課 長 教育相談室長 総括指導主事 主 任 主任指導主事 主任教育相談主事	課 長 主 査 教育相談主事
		図 書 館			副 館 長 紀南図書館 長 主 幹 総 括 司 書 センター長 課 長 主 任 調 査 員 主 任 司 書 専 門 員 主任社会教育主 事	主 査 主 査 司 書

	近代美術館		副館長 主幹	専門員 課長 主任 主任学芸員	主査 主査学芸員
	博物館	副館長	主幹	専門員 課長 主任 主任学芸員	主査 主査学芸員
	紀伊風土記 の丘	副館長	主幹 教育企画員	専門員 課長 主任 主任学芸員	課長 主査 主査学芸員
	自然博物館	副館長	主幹 専門員	専門員 課長 主任 主任学芸員	課長 主査 主査学芸員
	県立学校		事務長	事務長 事務長補佐 主任	事務長補佐 主査 主査栄養士
警察	本部	参事官	課長 所長 監察官 室長 場長 次席 副所長 センター長 隊長 管理官 交通管制官	次席 副所長 センター長 調査官 課長補佐 校長補佐 主任研究員 師範	係長 教官 専門研究員

				総括研究員 首席師範 事故統計官		
	地方 機関	警 察 署		会 計 官	課 長 調 査 官	係 長
選挙 管理 委員会	本 庁			事務局長 事務局次長	事務局次長 班 長	
	地方 機関	分 局		分 局 長	分 局 長 代 理	
監 査 委 員		事務局長		課 長 副 課 長 総括調査員	調 査 員 課 長 補 佐 班 長 主 任	主 査
人 事 委 員 会		事務局長		課 長 副 課 長	主 任	係 長 主 査
労 働 委 員 会		事務局長	事務局次長	課 長 副 課 長	主 任	主 査
海区漁業調整委員会				事務局長	支 所 長 主 任	
市町村立小中学校					事 務 主 任	主 査 主査栄養士

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第7号

和歌山県教育委員会会議傍聴人規程（昭和23年和歌山県教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

第1条中「委員長」を「教育長」に改める。

第2条中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「めいていし」を「酒気を帯び」に改め、「と認め

られる」を削り、同条第3号中「、又は」を「又は」に改め、同条第4号中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条中「傍聴中は」を「、傍聴席においては」に改める。

第5条中「委員長」を「教育長」に改める。

第6条中「退場を命ぜられたもの」を「この場合において、退場を命ぜられた者」に改める。

第7条中「委員長」を「教育長」に改める。

第8条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た者については、この限りでない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。